

国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する基本方針（案）

自動車の購入に係る契約に関する基本的事項

自動車の購入に係る契約にあつては、車両価格及び使用時の供用期間全体の燃料代又は電気代を算出し、当該費用が最低の価格になる者と契約を締結する

発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案し定め、必要以上に入札を制限することがないように配慮する

当面の間、燃料種別ごとに入札条件を設定する

具体的な条件については、使用状況を踏まえつつ、発注者において設定する